

近組 2021-007 号

2021 年 2 月 18 日

学校法人 近畿大学  
理事長 世耕 弘成 殿

近畿大学教職員組合  
執行委員長 阪本 洋三

### 団体交渉要求書

近畿大学教職員組合は、学校法人近畿大学（以下、貴法人）に対し、教職員のメンタルケアサポート体制の拡充を要求する。具体的には下記の 3 点について検討すること。

1. 専任の精神科心療内科の産業医や公認心理師を置くこと。
2. 学部毎にカウンセリングの専門部門を置くこと。
3. カウンセリングを受けやすい環境整備をすること

貴法人は一万人近くの教職員を雇用する巨大組織であるにもかかわらず、専任の精神科心療内科の産業医や公認心理師を置くこともなく、メンタルケアサポート体制が非常に手薄な状態である。さらに、発達障害や精神疾患等、多様な特性を有する学生への支援・対応が、心理分野のプロでない教職員に任されており、過度の責任を負わされかねない構造が現場の教職員には大きな負担となっている。現場の教職員へのこうしたリスクの回避に努めることは、貴法人が負うべき労働者の安全配慮義務であると同時に、学生が安心して学べる環境構築にとっても喫緊の課題である。

一方、教職員のケアが充実している先進的な他大学では、産業医（精神科専門）、複数の臨床心理士、公認心理師、産業カウンセラー、精神保健福祉士、保健師、キャリアコンサルタント等々、多様な専門性を有する専任職員が配置され、学生と教員の連携を行う部署が設置されている。例えば京都大学では、こうした部署（相談室）が学部ごとに設置されている。

学生の立場に立っても、専門家でない教職員に相談することは不安であると推測され、二次被害に繋がりをうる場合もある。そういう事態を防ぐためにも、現状の体制を改め、しかるべき専門部署を最低でも学部ごとに設置するべきである。なお、現在の東大阪キャンパスのメディカルセンター（カウンセリング室）は入口に事務職員が配置され、プライバシーが守られるとはいえず、悩んでいる学生にとって必ずしも気楽に行きやすい場所とはいえない。こうした点も改善しなければならない。

加えて、障がい学生の支援は、個別にきめ細かく「必要な支援策を策定、実施」する必要がある職務であるにもかかわらず、障がい学生支援課は職員数も限られており、専門職も配されていない。これは職員に過度の負担を負わせ、しかも、学生との窓口対応や面談に適切さを欠く結果に繋がるので、改善を求める。

2 月 24 日の団体交渉での回答を求める。議題の関係でそれができない場合は、ひとまず

今月中に書面で回答すること。

以上